



2026 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ギ ー ク リ ー
代 表 者 名 代表取締役社長 奥 山 貴 広
(コード番号：505A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 浅 野 大 樹 人
(TEL. 03-6418-9113)

監査等委員会設置会社への移行に伴う
「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日 2026 年 8 月 28 日開催の第 16 回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を整備し、全ての取締役及び使用人がこれらを遵守することを企業活動の前提とする。
- (2) 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を任命し、全社的なコンプライアンス体制の統括責任を担うものとする。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会は、法令及び定款の遵守に向け、教育研修の企画・実施及び運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を図る。
- (4) 内部通報制度を適切に運用し、通報内容については速やかに調査及び是正措置を講じ、その結果は必要に応じて代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (5) 内部監査部門は、各部署との連携により内部監査を実施し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の有効性を検証し、必要に応じて改善提案を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書は、文書保管管理規程に従い、適切に記録・保存・管理する。
- (2) 重要な会議体の議事録、稟議書その他の重要文書については、書面又は電磁的媒体により保存し、必要に応じて速やかに閲覧可能な状態を確保する。
- (3) 情報システム管理規程に定める情報セキュリティ基本方針に基づき、情報資産の適切な保護及び管理を徹底する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 品質、情報セキュリティ、コンプライアンス、災害その他のリスクについては、各担当部署が規程及びマニュアルを整備し、適切に管理する。
- (2) 代表取締役から任命されたコンプライアンス担当取締役は、リスク管理の統括責任者として、全社的なリスクの把握及び管理を行う。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握及び評価に関する審議を行うとともに、重要リスクに対する対応方針及び低減措置の内容・優先度について検討し、その実施状況の把握及び必要な対応の推進を行う。
- (4) 重大なリスクが顕在化した場合又は大規模災害が発生した場合などの緊急時には、速やかに危機管理体制を構築し、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画及び年度計画に基づき、各取締役は担当領域における目標達成に向けて業務を遂行する。
- (2) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき重要事項を決議するとともに、業務執行の監督を行う。
- (3) 重要事項の審議にあたっては、事前に十分な資料を配付し、合理的な意思決定を可能とする体制を整備する。
- (4) 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、権限委譲を行い、迅速かつ効率的な意思決定を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を有していないため、該当事項はない。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会が職務執行を補助する取締役及び使用人の配置を求めた場合は、監査等委員会とコーポレートディビジョン管掌役員が協議して人選を行う。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に対する指揮命令権は監査等委員会が有する。
- (3) 各ディビジョンは、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に対し、その職務が適切に遂行されるよう協力する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 当該取締役及び使用人の任命、異動及び評価については、監査等委員会の同意又は意見を尊重する。
- (2) 当該取締役及び使用人は業務執行から独立し、監査等委員会の指揮命令のもとで職務を遂行する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 重要事項（内部統制の状況、重要な会計方針、業績見通し、重大なリスク事象、内部通報の状況等）については、適時適切に監査等委員会に報告する。

9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 内部通報その他の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止とする方針を、社内規程に明確に定めるとともに、違反が認められた場合には厳正に対処する。
- (2) 報告者に対する異動、人事評価、懲戒その他一切の人事上の取扱いについては、当該報告の事実を理由として考慮し、又は不利益に取り扱うことがないよう徹底する。
- (3) 役職員に対し、研修その他の機会を通じて、内部通報制度の趣旨及び報告者保護の重要性について周知徹底を図り、不利益取扱いへの懸念により報告を躊躇することがないよう啓発を行う。

- (4) 役職員に対し、研修その他の機会を通じて、内部通報制度の趣旨及び報告者保護の重要性について周知徹底を図り、不利益取扱いへの懸念により報告を躊躇することがないよう啓発を行う。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務遂行に必要な費用の前払又は償還を請求した場合には、正当な理由がない限り速やかに対応する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会及び内部監査部門との定期的な意見交換の場を設け、監査環境の整備を図る。
- (2) 監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と連携し、監査の実効性向上を図る。
- (3) 会計監査人の選任、不再任及び解任に関する議案は、監査等委員会の決議に基づき決定する。

12. 反社会的勢力に対する基本方針

- (1) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒否する。
- (2) 不当要求に対しては組織的に対応し、従業員の安全確保を最優先とする。
- (3) 反社会的勢力への資金提供その他の利益供与は一切行わない。
- (4) 不祥事等を理由とする不当要求に対しても、隠蔽等の不正行為は行わない。
- (5) 警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。
- (6) 必要に応じて民事及び刑事の法的措置を講じる。

以上